

一般社団法人日本自動車部品工業会

入会のご案内

一般社団法人 日本自動車部品工業会
JAPAN AUTO PARTS INDUSTRIES ASSOCIATION

一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）は、1969年（昭和44年）8月に前身である自動車部品工業会をより公益性の高い社団法人として改組し発足した業界団体です。今や部工会会員企業の自動車部品出荷額は20兆円を超え、海外生産拠点も全世界に2,300拠点を超える規模になっており、国内のみならず世界の自動車づくりを支えています。新たな時代を迎え、自動車部品産業を取り巻く環境は一段と厳しく、環境問題、情報化、グローバル化といった問題から構造変化への対応等、部品産業を取り巻く課題は山積しています。部工会では会員会社と共に総力をあげてこれらの問題に前向きに取り組む、今後もくるま社会の発展と共に歩んで参ります。

＜ 目 次 ＞

| | |
|------------|-----|
| 1. 部工会の概要 | 1 |
| 2. 会員資格 | 2 |
| 3. 部工会の運営 | 3 |
| 4. 会費 | 3~5 |
| 5. 入会の手続き | 6 |
| 6. お問い合わせ先 | 6 |

＜ 別 紙 ＞

入会申込書

入会会社概要

推薦書

会員代表者および会員代表者代理人届出書

会社台帳

1. 部工会の概要

名 称：一般社団法人日本自動車部品工業会（略称：部工会）

英文名称：Japan Auto Parts Industries Association（英文略称：JAPIA）

沿 革：1938（昭和13）年7月 1日 全国自動車部分品工業組合連合会

1948（昭和23）年5月 1日 自動車部品工業会

1969（昭和44）年8月23日 社団法人日本自動車部品工業会

2011（平成23）年12月1日 一般社団法人日本自動車部品工業会

目 的：部工会は、自動車部品に関する諸課題に取り組み、我が国自動車部品工業の発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、以下のような事業を行っています。

主な事業：（1）自動車部品の生産、流通及び輸出入に関する調査、研究並びに各種統計調査資料の作成及び刊行

（2）以下の事項に関する調査・研究及び提言

①自動車部品及び自動車部品産業の振興及び理解促進に関すること

②自動車部品の基準・規格の標準化に関すること

③自動車部品の生産技術、安全技術及び環境技術に関すること

④自動車部品及び自動車部品産業の環境保全に関すること

⑤自動車部品及び自動車部品産業の知的財産保護に関すること

⑥自動車部品及び自動車部品産業に係る政府施策に関すること

⑦自動車部品及び自動車部品産業の電子情報化に関すること

⑧自動車部品の貿易及び自動車産業の国際的なビジネス環境に関すること

⑨自動車部品産業の経営環境に関すること

⑩自動車部品産業の人事労務、安全衛生、技能振興及び労使関係に関すること

⑪交通安全の推進に関すること

⑫自動車及び自動車産業に関すること

（3）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

部工会の組織：

部工会は、東京に本部をおき、その統括のもとに、東日本、中日本、西日本の三支部をおいています。会員はいずれかの支部に所属します。本部と各支部は次の分担のもとに、相互に協力して、工業会の業務を進めています。

本 部・・・各種委員会の運営のほか、関係省庁・関係団体との連携の業務を行っています。

支 部・・・本部各種委員会との連携のほか、各支部独自に講演会や工場見学会等の活動を展開しています。

2. 会員資格

(1) 正会員

①自動車部品（ソフトウェア等重要な構成要素を含む）の開発、製造又は加工を営む法人

②その他自動車部品の製造及び自動車部品産業に密接に関連する事業を営む法人

(2) 賛助会員

本会の活動に賛同する法人

(3) 特別会員

① 学識経験者

② 自動車産業政策を推進する地方公共機関等

(4) 資本金や売上高の規模の制限や、取引先の制限はありません。法人が海外にある場合でも日本で生産や販売等の事業を行っていれば、会員となれます。

(5) 正会員は、年1回行われる総会において議決権を行使することができますが、賛助会員は、議決権を有していません。正会員と賛助会員ではサービスの内容が異なります。詳細は当会 [HP入会案内ページ](#)をご確認ください。

3. 部工会の運営

- (1) 部工会は、他の諸団体と同様、会員による「総会」が業務運営の最高機関で、年1回開催されます。
- (2) 通常の業務決定、執行は理事会が行っており、会長以下約50人の役員で構成されております。
- (3) 支部にも、支部長以下の役員が置かれ、支部活動についての協議、執行を行っております。

4. 会費

- (1) 部工会は、会員の会費によって運営されております。
- (2) 会費の請求は、四半期ごとに請求します。
- (3) 会費の支払い方法は、銀行振込（電子請求書、使用サービス：BtoBプラットフォーム）とします。
- (4) 会員企業が納入する会費は、下記のとおりです。
正会員：一般会費及び海外会費
賛助会員：一般会費
- (5) 正会員の一般会費については、自動車部品の1年間の国内単独の売上高^{*1}（関連事業者は当該関連事業の売上高、卸売業者は該当売上高に0.4を乗じた額）に応じて、表1のランク制をとっております。
- (6) 正会員の海外会費については、海外において自動車部品を生産する場合、当該生産拠点が所在する国（海外生産国という。）の数に応じて、表3のランク制をとっております。
- (7) 海外生産国とは、会員が直接又は間接的に出資する海外の法人であって、かつ、自動車部品を生産する法人が所在する国をいいます。なお、当該海外法人への出資割合、生産規模、相手先ブランド等に関わらず、出資先において、自動車部品を生産している場合は、海外生産国数に含めるものとします。
- (8) 賛助会員の会費については、資本金に応じて、表2のランク制をとっております。

^{*1}売上高とは貴社が単体で国内生産し、外部へ（自動車メーカー〔四輪・二輪〕、部品メーカー、一般市場など）出荷している自動車部品の出荷額（国内販売による売上高、海外輸出による売上高の合算）となります。海外で生産した自動車部品の輸入にかかわる売上高は含まれません。

表 1

正会員の一般会費ランク

| 自動車部品年間国内出荷額 (億円) | | | | 月額会費 (円 (税別)) |
|----------------------|----|--------|---|------------------|
| 10,000 | 以上 | 未満 | | 548,000 |
| 7,500 | " | 10,000 | " | 490,000 |
| 5,000 | " | 7,500 | " | 456,000 |
| 4,000 | " | 5,000 | " | 406,000 |
| 3,000 | " | 4,000 | " | 390,000 |
| 2,000 | " | 3,000 | " | 341,000 |
| 1,500 | " | 2,000 | " | 292,000 |
| 1,000 | " | 1,500 | " | 234,000 |
| 700 | " | 1,000 | " | 179,000 |
| 500 | " | 700 | " | 148,000 |
| 300 | " | 500 | " | 107,000 |
| 200 | " | 300 | " | 71,000 |
| 100 | " | 200 | " | 49,000 |
| 75 | " | 100 | " | 38,000 |
| 50 | " | 75 | " | 32,000 |
| 30 | " | 50 | " | 23,000 |
| 10 | " | 30 | " | 18,000 |
| 3 | " | 10 | " | 14,000 |
| | | 3 | " | 9,000 |

表 2

賛助会員の一般会費ランク

| 資 本 金 額 (億円) | | | | 月額会費 (円 (税別)) |
|-----------------|----|----|---|------------------|
| 20 | 以上 | 未満 | | 30,000 |
| 10 | " | 20 | " | 20,000 |
| 1 | " | 10 | " | 15,000 |
| | " | 1 | " | 10,000 |

＜正会員の海外会費ランク＞

| 海外生産国数 | 各社の月額会費 (円(税別)) | |
|----------|--------------------|----------|
| | 大企業 | 中小企業(注1) |
| 15～ (注2) | 82,500 | 15,000 |
| 14 | 77,000 | 14,000 |
| 13 | 71,500 | 13,000 |
| 12 | 66,000 | 12,000 |
| 11 | 60,500 | 11,000 |
| 10 | 55,000 | 10,000 |
| 9 | 49,500 | 9,000 |
| 8 | 44,000 | 8,000 |
| 7 | 38,500 | 7,000 |
| 6 | 33,000 | 6,000 |
| 5 | 27,500 | 5,000 |
| 4 | 22,000 | 4,000 |
| 3 | 16,500 | 3,000 |
| 2 | 11,000 | 2,000 |
| 1 | 5,500 | 1,000 |

(注1) 中小企業の定義は、中小企業基本法第2条第1項の定義による。

(注2) 海外生産国数が15以上在る場合、上限を15とする。

5. 入会の手続き

- (1) 入会をご希望される場合は、次の書類をご提出いただきます。書類については以下の事前確認フォームへ入力いただいた後、担当から送付いたします。

事前確認フォーム：<https://www.japia.or.jp/nyukai/forms/>

①入会申込書（別紙 1）

②入会会社概要（別紙 2）

③推 薦 書（別紙 3）

i. 一般社団法人日本自動車工業会の会員である自動車メーカーが推薦者であるときは、そのいずれかの 1 社

ii. それ以外のときは、部工会の正会員会社いずれか 2 社

④会社代表者および会員代表者代理人届出書（別紙 4）

⑤会社台帳（別紙 5）

⑥会社概要（任意のもの、既存の印刷物などで結構です。）

⑦製品カタログ（任意のもの、既存の印刷物などで結構です。）

※正会員と賛助会員では様式が異なります。別紙 4 は正会員のみ提出が必要です。

- (2) 申し込みがあったときは、本部の理事会で審議されます。

- (3) 入会を承認された方は、工業会の指定する期日までに入会金 30,000 円（消費税別）を工業会に納入いただきます。

6. 各支部のご案内

東日本支部（本部事務所内）

住 所：〒108-0074 東京都港区高輪 1-16-15 自動車部品会館 5 階

電 話：03-3445-4211 F A X：03-3447-5372

中日本支部

住 所：〒461-0008 愛知県名古屋市東区武平町 5-1 名古屋栄ビル 7 階

電 話：052-971-5230 F A X：052-971-5241

西日本支部

住 所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 5-7-8 リップル豊崎ビル 2 階

電 話：06-6371-2200 F A X：06-6371-0017